**最新・中国法ニューズレター**

――――第1号――――

発行者：上海董孝銘弁護士事務所

所長・弁護士 董孝銘

上海市南京西路881号

静安新時代大厦13階10室

TEL:021-61229507

編集者：上海董孝銘弁護士事務所

***目　　次***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| * 事件分析
 | ： | 残業に応じない従業員を解雇できるか・・・・・・・・・・・P2 |
| * 重要法規解説
 | ： | 「企業抹消簡便化業務の推進に関する国家市場監督管理総局、人力資源社会保障部、商務部などの通知」・・・・・・・・・・・P3 |
| * 主要法令
 | ： | 特に日系企業にかかわりのある最新法規の情報・・・・・・・P4 |

***事件分析***

**残業に応じない従業員を解雇できるか**

一、事実経緯

2013年8月、A氏はB社に入社、双方は2013年8月1日から2015年7月31日までの期限付き、倉庫管理員として、月給4000元、定時勤務制を適用する労働契約を結んだ。

2015年5月、B社は注文増で倉庫の業務が忙しくなってきて、残業で対応を図る。5月16日、A氏は上司から残業を通告された後、家の都合で当日残業が不可と返事。その後、B社は「社員規則」における「会社の上司の業務手配に従わない」という条文を適用し、A氏に書面警告を行った。5月31日、A氏は、上司よりまた残業を通知されたが、なお応じなかった。B社は同じ理由でA氏に書面警告を出し、且つ「社員規則」における「二回書面警告をした場合には労働契約を解除することができる」という規定によって、当日、A氏との労働契約を解除した。

A氏はそれに不服し、区労働仲裁委員会に仲裁を申し入れ、B社に違法解雇の賠償金として1.6万元を支払うよう求める。

二、裁定

仲裁審理中、A氏は会社が従業員の残業を必要とする場合には、従業員と協義すべき、二回残業に応じなかった理由は家庭の都合があり、故意に残業を拒むことではない。故に会社が違法解除に当たると主張した。一方、B社はA氏が社内規則を知りながら、二回連続して会社の規定に違反したため、会社は双方の労働契約を解除できると答弁した。

仲裁委員会は審理後、B社はA氏に残業を求める場合、A氏と協議し、A氏の同意を必要として、さもなければ、A氏が残業に応じない権利を有する。その残業拒否はB社の上司の業務手配に従わない、または社内規則に違反したと認められない。B社がA氏と解約した行為は違法解約に当たり、A氏に対して違法解約賠償金として1.6万人民元に支払うと裁定した。

三、コメント

本案のA氏の仲裁請求は仲裁委に認められたが、実情によって、従業員が会社の残業要求を拒否できない。労働部の「「職員勤務時間に関する国務院の規定」に関する実施弁法」第七条によれば、下記の特別情況と緊急任務のいずれかに当たる場合には、残業は労働者との事前協議を必要とすることに限らない。

1、自然災害、事故またはその他の原因で人民の安全健康と国家財産の厳重な脅威に曝され、緊急処理が必要な時

2、生産設備、交通輸送ライン、公共施設が故障し、生産と公衆利益に影響を与え、直ちに修理すべき時

3、法定祝日または休日の操業停止期間を利用し、設備を修理、保全する時

4、国防緊急任務また国家計画外手配されるその他の緊急生産任務等を完成する時。

***重要法規解説***

**「企業抹消簡便化業務の推進に関する**

**国家市場監督管理総局、人力資源社会保障部、**

**商務部などの通知」**

2019年1月18日、国家市場監督管理総局、人力資源社会保障部、商務部などは連名で「企業抹消簡便化業務の推進に関する通知」（以下、「通知」という）を公布した。本稿は「通知」の概要を以下の通りに取り纏めます。

1. 背景

中国企業の清算方式は法的に確立されているとは言え、清算実務上、所管部門の非効率、ルールの不透明、清算手続きの煩雑、処理期間の長さなどで、企業に抹消難をもたらしている。事業の清算を考えている経営者にとって、最も悩みの種となるのはどんな手順で手続きを進めたらいいのか分からないと思われる。「通知」の配布、実施は企業が長い間にわたって強く反映している抹消難の解決への政府関係部門の意思表示として受け止められる。

1. 目標

企業抹消制度を改革、改善し、書類を削減し、手順を簡便化し、部門間の連携を強め、企業抹消ネットサービスを構築し、企業に利便性の高い行政サービスを提供する。2019年3月1日までに各部門は書類を減らし、手順を簡略し、企業抹消の効率を引上げる。2019年9月1日までに各地では企業抹消のネットサービスを実現する。

1. 措置

１、抹消手順を簡素化する。企業登記抹消に当たり、今までの企業登記機関への清算委員会の届出を取り消し、国家企業信用情報公示システム経由、清算委員会の情報に無料で公示することに変更され、必要な資料は「清算報告書」など4点だけで、登記抹消公告期間がこれまでの45日間から20日間に短縮される。簡易登記抹消を終止された企業に対して、条件付きで、再度簡易抹消の申請を許可する。

2、税務、社保、商務、税関等は抹消手続を簡素化する。税務抹消分類処理を推進し、領収書の未取得、経営活動未展開、税金（滞納金）及び罰金の未納のない企業は、税務機関への税金清算を免れ、直接に企業登記部門に簡易抹消を申請することが出来る。社保未納のない企業に対して社保登記抹消を同時に進行する。商務部門は外商投資企業の早期解散業務を処理する際、同様に手順、書類の簡素化を図り、税関登記の抹消は抹消申請書1部提出のみとする。

3、企業信用管理を強化し、連合懲戒制度を完備する。登記抹消際に真実情況を隠し、嘘つきのある企業を厳重な違法信用喪失企業リストに取入れ、国家企業信用情報公示システムに公示し、企業の責任を厳格化し、信用喪失の企業に連合懲戒を実施し、悪質な債務逃避を防止する。

***主要法令***

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| № | 法　　律　　名　　称 | 施行日 |
| 1 | 「企業抹消便利化業務の推進に関する国家市場監督管理総局、人力資源社会保障部、商務部などの通知」『重要法規解説』をご参照下さい） | 2019/01/18 |
| 2 | 国家市場監督管理総局の「営業登記申請文書規範」、「企業登記届出資料」の配布に関する通知 | 2019/01/02 |
| 3 | 国家税務総局の「小型零細企業多恵性所得税減免政策の実施関連問題に関する公告」 | 2019/01/18 |
| 4 | 国家税務総局の「小規模納税人の増値税徴収免除政策関連所管問題に関する公告」 | 2019/01/19 |

注①：本ニューズレターに掲載した内容のすべての著作権は弊所に帰属します。無断複製、無断変更、無断引用、またはこれらに類する行為を固くお断りいたします。

注②：本ニューズーレターを皆様へご参考までにお送りさせて頂いており、弊所弁護士の正式的な法的意見を構成してはおりません。法務をご必要の際は弊所弁護士へその旨を具体的にご相談下さいませ。

注③：本ニューズーレターに掲載した新主要法令の中国語原文がご入用でしたら、ご連絡をいただければ弊所より無料で（中国語のまま）ご提供いたします。（日本語翻訳文は有料とさせていただきます。）